

静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱における取り扱いについて

静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱における「市長が必要と認める」ものは、以下のとおりとする。

第3条関係

第3条における市長が必要があると認めるものとは、次のものをいう。

- (1) 住宅・建築物耐震化促進事業を行おうとする建築物が区分所有建物である場合は、耐震診断、補強計画、耐震補強又は除却を実施する旨の決議がなされた建築物であって、補助事業を実施しようとする当該区分所有建物の管理組合の代表者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第25条に規定する管理者又は同法第49条に規定する理事をいう。）又は区分所有者全員の同意を得た代表者。
- (2) 住宅・建築物耐震化促進事業を行おうとする建築物が共同所有（区分所有建物を除く。）である場合は、耐震診断、補強計画、耐震補強又は除却の実施について、共同所有者全員の同意を得ている建築物であって、補助事業を実施しようとする共同所有者全員の同意を得た者。

別表第3関係

事業の区分	添付書類
1 木造住宅耐震事業	(2)における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。 ・固定資産税・都市計画税納税通知書 ・登記事項証明書 ・土地・家屋名寄帳 ・資産証明書 ・評価証明書
	(6)における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。 ・誓約書（申請時に居住者がいない場合） ・委任状（申請者と所有者が異なる場合） ・申告書（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合） ・覚書（事業を行う住宅を事業後に販売する場合）
2 非木造住宅耐震診断事業	(5)における市長が必要と認めるものとは、申告書をいう（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合）。
3 建築物耐震診断事業	(6)における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。 ・申告書（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合） ・区分所有建物である場合は、耐震診断事業を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類

4	建築物補強 計画策定事業	(8)における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。 ・診断に関する評定書（法第14条に掲げる建築物に限る。） ・申告書（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合） ・区分所有建物である場合は、補強計画事業を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類	
5	建築物 耐震補強事業	(11)における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。 ・申告書（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合） ・区分所有建物である場合は、耐震補強事業を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類	
6	要安全確認計画記載 建築物除却事業	(7)における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。 ・申告書をいう（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合） ・区分所有建物である場合は、除却事業を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類	
7	ブロッ ク塀等 耐震化 促進事 業	ブロック塀 等撤去事業	(6)における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。 ・誓約書（ブロック塀等の一部を残して補助申請を行う場合） ・申告書（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合） ・区分所有建物である場合は、除却事業を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類
		ブロック塀 等改善事業	(7)における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。 ・申告書（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合） ・区分所有建物である場合は、改善事業を実施する旨の決議があることを証する書類又はこれに類する書類

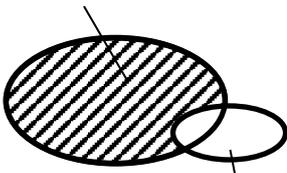
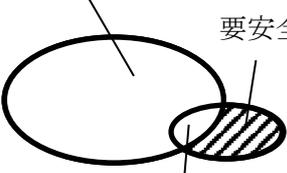
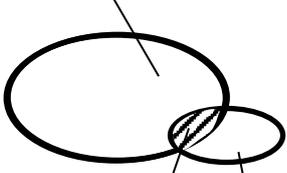
別表第4関係

事業の区分	添付書類
1 木造住宅耐震 事業	(7)における市長が必要と認めるものとは、耐震診断結果報告書をいう。

別表第5関係

事業の区分	添付書類
1 木造住宅耐震 事業	(3)における市長が必要と認めるものとは、軽微な変更届をいう（静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第10条に該当しない変更がある場合）。
3 建築物 耐震診断事業	(5)における市長が必要と認めるものとは、申請建築物が法第14条に掲げる建築物の場合をいう。 ※診断に関する評定書等

(参考) 評定書等の添付の要否について

	特定建築物 (法第14条建築物)	要安全確認計画記載建 築物 (小規模)	要安全確認計画記載建 築物でなければ特定建 築物であった要安全
診断完了報告時	診断評定書	不要	不要
計画申請時	診断評定書	不要	不要
計画完了報告時	設計評定書	設計評定書等	設計評定書
補強工事申請時	設計評定書	設計評定書等	設計評定書
概念図	<p>特定建築物</p>  <p>要安全</p>	<p>特定建築物</p>  <p>要安全</p> <p>要安全でなければ 特定建築物であった要安全</p>	<p>特定建築物</p>  <p>要安全</p> <p>要安全でなければ 特定建築物であった要安全</p>